

2011年4月7日

**消費者委員会「原料原産地表示」  
拡大の進め方に関する調査会への提出意見**

全日本菓子協会 食品表示衛生委員会 委員  
全国和菓子協会 専務理事 藪 光 生

標記について菓子業界における中小零細事業者を代表して意見を申し上げる。

菓子業界における中小零細事業者は、和菓子、洋菓子、ビスケット、チョコレート、飴菓子、米菓、油菓子、など広範囲で生産者数は約5万軒におよび、生産金額は和洋菓子のみでも7,690億円にもなる。その内、表示義務対象商品は約80%になると推測される。

それを踏まえて、原料原産地表示の困難及び反対の理由については、全日本菓子協会食品表示衛生委員会の槇島委員の陳述と同様である。

従って、ここでは中小零細事業者ゆえに困難と思われる事由を陳述する。

1. 中小零細事業者における原材料の仕入れは、倉庫施設が不十分なことから少量単位で多数の原材料を頻繁に仕入れることが多く、それに伴って、当然仕入原材料の原産地が変化することも頻繁に発生し、表示にはきわめて煩雑な事務を要するため表示は不可能である。
2. 中小零細事業者は社員数も少なく、社員のほとんどが生産と販売に従事しているものであり、原料原産地表示を正しく行うために人手を割くことは現実的に考えて難しく不可能である。
3. 表示に当ってホームページにより表示する案も仄聞するが、JAS法でいう表示は商品選択に資するための表示であり、商品を手にとった際に確認できないホームページによる表示は、表示としての意味をなさない。また、約5万軒に及ぶ中小零細事業者において自社(店)のホームページを有している企業は推定約8%(全国和菓子協会及び全国菓子工業組合連合会調べ)程度と思われ、ホームページによる表示は不可能である。